

独立行政法人国立大学財務・経営センターの
平成26年度における業務の実績に関する評価

平成27年8月

文部科学大臣

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立大学財務・経営センター	
評価対象事業年度	年度評価	平成 26 年度（第 3 期）
	中期目標期間	平成 26～30 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	国立大学法人支援課、氷見谷直紀
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課 柳孝

3. 評価の実施に関する事項
<p>政策評価に関する有識者会議 高等教育科学技術・学術分科会国立大学財務・経営センターワーキングチームを平成 27 年 7 月 10 日に開催し、センターの理事長、理事等からヒアリングを実施し必要な情報を聴取した。</p> <p>有識者からヒアリング結果を踏まえた意見を徴収し、評価を付した。</p>

4. その他評価に関する重要事項
<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成 26 年 8 月 29 日行政改革推進本部決定）を踏まえ、平成 28 年 4 月 1 日に独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合する。</p>

5. 国立大学財務・経営センターワーキングチーム 委員名簿
<p>主査：山田 礼子（同志社大学社会学部・教授）</p> <p>河野 陽一（独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院・病院長）</p> <p>前田 博（西村あさひ法律事務所・弁護士）</p> <p>佐野 慶子（佐野公認会計士事務所・会計士）</p>

1. 全体の評価				
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況		
		26年度	27年度	28年度
		B		-
評価に至った理由	項目別評価は全てBであり、また全体の評価を引き下げる事象もなかったため、文部科学省所管の独立行政法人に関する評価の基準に基づきBとした。			

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	特になし。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	監事から意見を聴取し、特段重大な指摘事項はないことを確認した。
その他特記事項	特になし。

注) 平成 25 年度評価までは、文部科学省独立行政法人評価委員会において総合評価を付しておらず、項目別評価の大項目について段階別評価を行っていたため、この評価を過年度の評価として参考に記載することとする。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1 施設費貸付事業及び施設費交付事業							
(1) 施設費貸付事業	BO		-	-	-	1-1	
(2) 施設費交付事業	BO		-	-	-	1-2	
2 国から承継した財産等の処理							
(1) 旧特定学校財産の管理処分等	BO		-	-	-	1-3	
(2) 承継債務償還							
項目評価	B		-	-	-		

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
1 組織の見直し状況	B		-	-	-	2-1	
2 外部委託の検討・実施状況	B		-	-	-	2-2	
3 業務情報化の推進状況	B		-	-	-	2-3	
4 内部統制の状況	B		-	-	-	2-4	
5 客観的な評価・分析の実施及び決算情報・セグメント情報の公表の充実	B		-	-	-	2-5	
6 経費の削減状況	B		-	-	-	2-6	
7 随意契約の適正化等の推進	B		-	-	-	2-7	
8 独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合	B		-	-	-	2-8	
項目評価	B		-	-	-	-	
III. 財務内容の改善に関する事項							
人件費の削減	B		-	-	-	3-1	
短期借入金の借入状況	-		-	-	-	3-2	
重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績	-		-	-	-	3-3	
剰余金の使用実績	-		-	-	-	3-4	
項目評価	B		-	-	-	-	
IV. その他の事項							
人事に関する計画の策定・実施状況等	B		-	-	-	4	
項目評価	B		-	-	-		

注) 平成25年度評価までの評価は、「文部科学省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針」(平成14年3月22日文部科学省独立行政法人評価委員会)に基づく。
 また、平成26年度以降の評価は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」(平成27年6月文部科学大臣決定)に基づく。詳細は下記の通り。

平成25年度評価までの評定	平成26年度評価以降の評定
<p>S：特に優れた実績を上げている。(法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。)</p> <p>A：中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100%以上)</p> <p>B：中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%以上100%未満)</p> <p>C：中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%未満)</p> <p>F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。)</p>	<p>S：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。</p> <p>A：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上とする。)</p> <p>B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。</p> <p>C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。</p> <p>D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1-1	1 施設費貸付事業及び施設費交付事業（1）施設費貸付事業				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立大学財務・経営センター 法第13条第2項	業務に関連する 政策・施策	政策目標4：個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1：大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号 0135
当該項目の重要度、優先度、難易度	重要度：「高」（国立大学附属病院が果たすべき公的使命・役割を着実に実現するために、その基盤となる施設・設備整備に係る資金を貸し付ける本事業は、国民の安心・安全の確保に資する重要な役割を果たすものであるため） 優先度：「高」（国立大学附属病院が果たすべき公的使命・役割を着実に実現するために、その基盤となる施設・設備整備に係る資金を貸し付ける本事業は、国民の安心・安全の確保に資する優先度の高い事業であるため）				

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
施設費貸付事業の実施状況	計画値	—	—	—						予算額（千円）	157,921,428			
	実績値	—	73件	83件						決算額（千円）	152,486,869			
	達成度	—	—	—						経常費用（千円）	18,887,793			
貸付対象事業に係る現地調査の実施件数	計画値	年間5箇所以上	—	5箇所						経常利益（千円）	16,516,690			
	実績値	—	5箇所	5箇所						行政サービス実施コスト（千円）	—			
	達成度	—	—	100%						従事人員数（人）	7			
投資家の訪問件数	計画値	年間5箇所以上	—	5箇所										
	実績値	—	—	9箇所										
	達成度	—	—	180%										

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

表中の情報は、センターの事業（施設費貸付事業・施設費交付事業・承継財産等処理）にかかるものを合算

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 施設費貸付事業及び施設費交付事業</p> <p>① 施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。特に大学附属病院については、近年の社会情勢や医療構造の変化に対応すべく教育・研究・診療等の機能を確実に提供することが求められていることから、これらを十分に踏まえた資金の貸付けを実施する。</p> <p>それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資</p>	<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 施設費貸付事業及び施設費交付事業</p> <p>(1) 施設費貸付事業</p> <p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。</p> <p>② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。</p> <p>③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等</p>	<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 施設費貸付事業及び施設費交付事業</p> <p>(1) 施設費貸付事業</p> <p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。</p> <p>また、国立大学法人等のニーズを踏まえた、新たな償還期間の貸付け等について検討を行う。</p> <p>② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。</p> <p>③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>施設費貸付事業の対象である国立大学法人への現地調査実施件数</p> <p>投資家の訪問件数</p> <p><その他の指標></p> <p>施設費貸付事業の実施状況</p> <p><評価の視点></p> <p>貸付けの審査に当たり、各法人の収支状況に即した精度の高い審査を実施し、償還確実性が確保されているか</p>	<p><実績報告書等参照箇所></p> <p>平成 26 年度業務実績報告書 P22～26</p> <p><主要な業務実績></p> <p>①施設費貸付事業の実績</p> <p>a 施設費貸付事業の実績</p> <p>文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行った。</p> <p>なお、翌年度繰越額 8,295 百万円については、当初設計段階では確認できなかった土壌汚染・地中障害物撤去、埋蔵文化財調査等の措置を講じる必要が生じたこと、入札の不落・不調が発生したため不測の日数を要したこと等によるものであり、貸付不用額 853 百万円については、各国立大学法人において入札を行った結果、落札価格と予定価格との差額によるもので、貸付けを行う必要がなくなったこと等によるものである。</p> <p>また、施設費貸付事業の実施に当たっては、適正な執行等に資するよう、以下の取組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 5 月、9 月及び平成 27 年 1 月に開催された文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」において、国立大学法人における施設費貸付事業の適切な事業の執行に資するよう、当センターから国立大学法人の施設担当部課長に対して、年度内に事業を確実に完了させるよう工事進捗状況の管理や、貸付金の使途が貸付対象の要件に該当しているかの確認の徹底等について、周知を行っている。 当センターは、財務省理財局に対して、当該年度の 2 月上旬までには施設費貸付 	<p><自己評価書参照箇所></p> <p>平成 26 事業年度に係る業務運営等に関する自己点検・評価フォーマット P16～19</p> <p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>・施設費貸付事業の適切な執行に向けた国立大学法人への周知を行いつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを適切に行っている。また、国立大学法人等のニーズを踏まえた、新たな償還期間の更なる検討を進めている。</p> <p>・施設費貸付事業の財源として財政融資資金から長期借入を行うとともに、センター債券の発行により市場から資金調達を行っている。また、資金調達に当たり、金融市場の状況等を常に的確に把握しておくため、証券会社等の民間金融機関主催のセミナーに担当職員や役員が参加している。</p> <p>・施設費貸付事業については、関係規則に基づき、事業目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、公的使命を果たしているか等を総合的に審査し、適正に実施している。</p> <p>なお、大学附属病院における公的使命を加味し、より精度の高い審査基準とした新たな関係規則に基づき平成 26 年 4 月 1 日から実施している。</p> <p>また、貸付金債権の回収を確実なものとするため、各国立大学法人の貸付事業の実施状況及び担保物件の移動状況等について、償還確実性に影響を与えるような著しい変動がないこと等について確認してい</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>・文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、国立大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを適切に行っている。また、スケジュール管理や貸付金の使途について周知を行い、適切に執行するよう国立大学法人に通知したなど、周知を徹底している。また、大学からのニーズを踏まえ、貸付事業に必要な情報を提供している。</p> <p>・貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行っている。また、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努めており、センター債券の発行に当たっては「債券内容説明書」の作成、個別投資家訪問の実施及び関連情報のウェブサイトへの掲載等を行っている。</p> <p>・施設費貸付事業については、関係規則に基づき、事業目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、公的使命を果たしているか等を総合的に審査し、適正に実施している。</p> <p>平成 26 年度は、財務状況の確認に当たって、個々の国立大学附属病院の収支状況等に即した審査を実施するため、国立大学法人から提出させる財務諸表等から「債務償還可能額」及び「債務償還可能年数」を算出し、また、貸付金が完済するまでの収支計画を新たに提出させることにより、財務状況の確認を行っている。</p> <p>・平成 26 年度の貸付事業に係る債権について、債権回収の償還を確実にいき、回収率は 100%となっている。また、債権回収の確実性を担保する為に、状況報告書等の提出を求め、現地調査</p>	

<p>金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施することで、債権の確実な償還に努め、債権を確実に回収する。</p>	<p>の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。</p> <p>また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。</p> <p>なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。</p> <p>④ 貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実にを行うため、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。</p> <p>⑤ 民間資金の調達に当たり、IR活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。</p> <p>⑥ センターが蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。</p>	<p>収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。</p> <p>また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。</p> <p>なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。</p> <p>④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実にを行う。また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。</p> <p>⑤ 民間資金の調達に当たり、IR活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。</p> <p>⑥ センターが蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に係る調査、分析を行う。</p>		<p>事業に係る借入金額を確定し報告する必要があることから、平成26年8月22日付け事務連絡「平成26年度施設費貸付事業の最終貸付に係るスケジュールについて」において、貸付事業の執行に当たっては、原則として平成27年1月末日までに契約を完了し、借入額を確定するなど、スケジュール管理も含めた適正な執行を行うよう国立大学法人に通知している。</p> <p>・施設費貸付事業についての理解を深めていただくことを目的として、当センターウェブサイトにおいて事業概要や実績等について掲載し、情報発信を行っている。</p> <p>b 新たな償還期間の貸付け等</p> <p>国立大学法人等のニーズを踏まえた、新たな償還期間の貸付け等については、その需要を把握するために、全国の国立大学附属病院を対象に平成25年度から調査を開始したところであり、当該調査結果を踏まえ、貸付6年（据置期間1年、半年賦元金均等償還）を新たな貸付けメニューとして更なる検討を進めた。</p> <p>平成26年度は、病院経営分析検討チーム委員を対象に、新たな貸付けメニューの需要額等を調査し、その結果、平成26年度概算要求額ベースで約64%の需要が見込まれることが確認された。また、消費税増税や診療報酬改定等の影響により、国立大学附属病院を取り巻く経営環境に変化が生じてきたこと等の事情から年度末に再度調査を実施し、これら調査結果を元に、財務省及び文部科学省等関係各署と調整を図りつつ、実現に向けた検討を進めた。また並行して、当センターの債権債務管理について制度及びシステムの見直しを検討した。</p> <p>②施設費貸付事業財源の調達</p> <p>a 長期借入金</p> <p>平成26年度は、施設費貸付事業の財源として財政融資資金から52,287百万円</p>	<p>る。</p> <p>・貸付金の回収の確実性を確保するため、各国立大学法人から状況報告書の徴取、財務諸表等の徴取を実施したほか、5国立大学法人に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施している。なお、債権回収及び債務償還についてはともに100%であり、適切に実施している。</p> <p>・資金調達に係るセンター債券の発行に際し、IR活動の一環として、主幹事証券会社の販売戦略に基づき最適な投資家層を把握し、地方投資家等を対象に9箇所実施している。</p> <p>・貸付事業を効果的・効率的に行うため、各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等について、国立大学の財務にかかる調査、分析、データの取りまとめを行い、当該成果物である「国立大学の財務」を年度末に刊行している。</p>	<p>を行っている。こうした取組により、国への債務償還率も100%となっている。</p> <p>・貸付事業に係る民間資金調達として、センター債券の発行の際、IR活動の一環として、主幹事証券会社の販売戦略に基づき最適な投資家層を把握し、平成26年度は地方投資家等を対象に9箇所実施している。</p> <p>・貸付事業を効果的・効率的に行うため、各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等について、国立大学の財務にかかる調査、分析、データの取りまとめを行い、当該成果物である「国立大学の財務」を年度末に刊行している。平成26年度の診療報酬のマイナス改定および消費税の増税による国立大学附属病院の厳しい経営状況を鑑み、調査、分析の結果がさらに活かされることが望まれる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>・特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>・特になし</p>
---	--	--	--	--	--	--

				<p>(平成 25 年度からの繰越額 5,334 百万円を含む)の長期借入を行っている。</p> <p>b センター債券の発行</p> <p>上記借入金のほか、センター債券の発行により市場から 5,000 百万円の資金調達を行った。</p> <p>センター債券の発行に当たっては、投資家の投資判断に資するための「債券内容説明書」を作成し、個別投資家訪問の実施及び関連情報をウェブサイトへ掲載等により、IR活動(投資家向け広報活動)を積極的に行い、当センターの事業内容や財務状況を公開することで透明性の確保に努めるとともに、センター債券に係る格付を新たに取得している。</p> <p>なお、債券発行に係る主幹事証券会社の選定については企画競争を実施し、5者から応札があり、うち2者を選定、また、格付機関の選定については、企画競争を前提とした事前公募を行ったところ、新たな応募者が確認されなかったため、第1回債券発行時より継続的に格付けを取得している者と契約を締結した。</p> <p>【センター債券発行状況】</p> <p>発行総額(額面価額) 50億円</p> <p>格付け AA(株)格付投資情報センター(R&I))</p> <p>引受並びに募集の取扱者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)及びみずほ証券(株)</p> <p>募集の受託会社 (株)三井住友銀行</p> <p>c 国立大学法人等の資金計画に対する適切な対応</p> <p>施設費の貸付に当たっては、国立大学法人の資金計画に適切に対応するため、財政融資資金からの借入は6月以降毎月1回実施している。また、センター債券の発行は、市場環境を勘案して平成27年2月6日に条件決定し、同月27日に発行した。</p> <p>なお、工期の遅延等により借入計画の遅れが生じないよう、各法人から、資金計画</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>表、支払い日程調査表の提出を月に一度求め、当センターにおいて、未契約等が確認された場合には、各法人から契約時期、支払計画の時期等の事情を聴取し、確認するなど連絡を密にして対応している。</p> <p>さらに、資金計画を正確に把握するため、自然災害が発生した場合、工事の大幅な遅延により資金計画の変更が予想されることから、そのような場合には直ちに当センターに報告するよう、国立大学法人に対し、電子メール等にて周知するとともに、当該地域に対しては当センターから個別に状況の確認を行っている。</p> <p>d 金融市場の状況把握</p> <p>貸付事業に係る資金調達に当たっては、年度末の資金需要に合わせたセンター債券の発行を実施するため、金融市場の状況等を常に的確に把握しておく必要があることから、証券会社等の民間金融機関主催のセミナーに担当職員を参加させている。なお、セミナーには、直接業務を遂行する職員のみならず、意思決定に携わる役員も積極的に参加している。</p> <p>また、センター債券についての理解を深めていただくことを目的として、当センターウェブサイトにおいて事業概要や実績等について掲載し、情報発信を行っている。</p> <p>【セミナー参加状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月14日、7月14日、10月9日、1月27日：金融市場調査部マクロセミナー（みずほ証券） 計12名参加 ・5月15日：債券に関する勉強会（三菱UFJモルガン・スタンレー証券） 10名参加 ・7月4日、1月8日：学校経営セミナー（三菱UFJモルガン・スタンレー証券） 計3名参加 ・7月7日～8日：証券基礎講座（三菱UFJモルガン・スタンレー証券） 2名参加 ・7月16日、1月26日：本店経済セミナー（三菱UFJモルガン・スタンレー証券） 計3 	
--	--	--	--	---	--

				<p>名参加</p> <p>③償還確実性の審査等</p> <p>a 審査に係る規程等</p> <p>施設費貸付事業については、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付事業審査基準」及び「審査基準等の運用手続き」（以下「関係規則」）に基づき、事業目的及び内容が独立行政法人国立大学財務・経営センター法第13条第2号に基づき文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、公的使命を果たしているか等を総合的に審査し、適正に実施している。</p> <p>なお、貸付けの適否を十分に判断できる審査が実施できるよう、民間銀行等の審査手法を参考に、個々の大学附属病院の収支状況等に即した、より適切な審査基準となるよう見直しを行い、加えて、大学附属病院における公的使命を加味した、より精度の高い審査基準とした関係規則を平成25年10月1日に改正し、平成26年4月1日から実施している。</p> <p>b 審査内容</p> <p>平成26年度は、関係規則に基づき、事業目的及び内容が独立行政法人国立大学財務・経営センター法第13条第2号に基づき文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、公的使命を果たしているか等を総合的に審査した。特に財務状況の確認に当たっては、個々の大学附属病院の収支状況等に即した審査を実施するため、国立大学法人から提出させる財務諸表等から「債務償還可能額」及び「債務償還可能年数」を算出し、また、貸付金が完済するまでの収支計画を新たに提出させることにより、財務状況の確認を行った。</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>加えて、大学附属病院には、公的使命を果たしつつ債務を償還していく必要があることを加味し、公的使命に係る項目（教育、研究、診療、地域貢献・社会貢献）について、それぞれの推移等を確認した。</p> <p>○ 貸付金債権の管理</p> <p>貸付金債権の回収を確実なものとするため、国立大学法人から「施設費貸付事業状況報告書」等を提出いただき、貸付事業の実施状況及び担保物件の移動状況等について確認を行っている。</p> <p>また、国立大学法人の財務諸表確定後、独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程第 15 条に掲げる基準による確認を行い、償還確実性に影響を与えるような著しい変動がないことを確認している。</p> <p>④債権回収及び債務償還の状況</p> <p>独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程等に基づき、国立大学法人から貸付金の回収を行うとともに、財政融資資金に対する長期借入金債務の確実な償還を実施（回収及び償還は毎年度 9 月及び 3 月）している。</p> <p>また、回収の確実性を確保するため、金銭消費貸借契約に基づき、状況報告書の徴取（毎事業年度終了後に事業状況報告書及び事業完了報告書を徴取）、財務諸表等の徴取（貸付期間中において、毎事業年度終了後に前年度の決算に関する財務諸表等を徴取）を実施したほか、5 国立大学法人（旭川医科大学、新潟大学、三重大学、佐賀大学、長崎大学）に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施した。</p> <p>平成 26 年度の債権回収及び債務償還については、回収率及び償還率はともに 100%である。</p> <p>⑤ I R 活動の状況</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>貸付事業に係る資金調達に当たっては、年度末の資金需要にあわせ、センター債券の発行を実施しているところであり、債券の発行に際し、IR活動の一環として実施している個別投資家訪問については、選定した主幹事証券会社の販売戦略に基づき最適な投資家層を把握した上で、センター債券の起債（平成27年2月）に合わせて実施した。平成26年度は地方投資家等を対象に9箇所実施した。</p> <p>⑥国立大学の財務に係る調査、分析の現状 貸付事業を効果的・効率的に行うため、各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等について、国立大学の財務にかかる調査、分析、データの取りまとめを行い、当該成果物を平成26年度末に刊行した。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1-2	1 施設費貸付事業及び施設費交付事業（2）施設費交付事業				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立大学財務・経営センター 法第13条第3項	業務に関連する 政策・施策	政策目標4：個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1：大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号 0135
当該項目の重要度、優先度、難易度	重要度：「高」（学術研究や人材育成の拠点となる国立大学等の基盤となる施設整備に係る資金を交付する本事業は、我が国にとって重要な役割を果たすものであるため） 優先度：「高」（学術研究や人材育成の拠点となる国立大学等の基盤となる施設整備に係る資金を交付する本事業は、我が国にとって優先度の高い事業であるため）				

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
施設費交付事業の実施状況	計画値	—	—	—						予算額（千円）	157,921,428			
	実績値	—	100件	97件						決算額（千円）	152,486,869			
	達成度	—	—	—						経常費用（千円）	18,887,793			
交付対象事業に係る現地調査の実施件数	計画値	年間5箇所以上	—	—						経常利益（千円）	16,516,690			
	実績値	—	12箇所	14箇所						行政サービス実施コスト（千円）	—			
	達成度	—	—	100%						従事人員数（人）	7			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

表中の情報は、センターの事業（施設費貸付事業・施設費交付事業・承継財産等処理）にかかるものを合算

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 施設費貸付事業及び施設費交付事業</p> <p>② 施設費交付事業については、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。</p> <p>なお、中長期的視点からその在り方及び財源の確保について検討を行う。</p>	<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 施設費貸付事業及び施設費交付事業</p> <p>(2) 施設費交付事業</p> <p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。</p> <p>② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。</p>	<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 施設費貸付事業及び施設費交付事業</p> <p>(2) 施設費交付事業</p> <p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。</p> <p>② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。</p> <p>③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図り、外部有識者、専</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>施設費交付事業の対象である国立大学法人への現地調査実施件数 (年間5箇所以上が100%とする。)</p> <p><その他の指標></p> <p>施設費交付事業の実施状況</p> <p><評価の視点></p> <p>事業の適正な実施に当たり、各法人の事業目的・内容や事業実績等の審査、また予算執行状況等のチェックが適切に行われているか</p>	<p><実績報告書等参照箇所></p> <p>平成26年度業務実績報告書 P26～27</p> <p><主要な業務実績></p> <p>① 施設費交付事業の実績</p> <p>文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行った。</p> <p>交付金の支払いについては、国立大学法人等の資金需要に適切に対応するため、国立大学法人等の請求に基づき概算払いにより行った。</p> <p>なお、施設費交付事業の実施に当たっては、適正な執行等に資するよう、以下の取り組みを実施している。</p> <p>・平成26年5月、9月及び平成27年1月に開催された文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」において、国立大学法人等における施設費交付事業の適切な執行に資するよう、当センターから国立大学法人等の施設担当課長に対して、工事進捗状況の管理の徹底と早期執行への協力要請及び施設費交付事業について、補助金適正化法の中でも特に財産処分制限(目的外使用、譲渡、交換、貸付及び担保提供を含む)の関係で事業により取得した50万円以上の財産を処分する場合は、事前に当センターの理事長の承認が必要となる旨説明を行い、周知している。</p> <p>・施設費交付事業についての理解を深めていただくことを目的として、当センターウェブサイトにおいて事業概要や実績等について掲載し、情報発信を行っている。</p> <p>② 設費交付事業の適正な実施</p> <p>施設費交付事業の実施に当たっては、独立行政法人国立大学財務・経営センター法</p>	<p><自己評価書参照箇所></p> <p>平成26事業年度に係る業務運営等に関する自己点検・評価フォーマット P20～21</p> <p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>・施設費交付事業の適切な執行に向けた国立大学法人等への周知を行いつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として適切に交付を行っている。</p> <p>・各国立大学法人等の交付申請額や事業目的・内容の審査と交付決定後の事業実績の審査を適切に行っており、また、14国立大学法人等に対し、施設費交付対象事業に係る現地調査を実施するなど、施設費交付事業に係る予算執行の適正を期している。</p> <p>・国立大学法人等が保有している未利用の土地、建物等の資産の有効活用や施設費交付事業の財源確保等の検討を行うために、外部有識者、専門家等を講師として、「資産活用に関する研修会」を開催し、交付事業財源の確保に向けた検討を進めている。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>・文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として適切に交付を行っている。施設費交付事業の適切な執行ができるよう、工事状況の管理の徹底や早期執行への協力要請等の周知を行っている。</p> <p>・施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱」等に基づき、交付対象事業の適正な実施の確保を図っている。また、事業完了後には、各国立大学法人等からの実績報告書について、適正と認められた事業について交付金の額の確定を行っている。適宜、施設費交付対象事業に係る現地調査も実施しており、交付対象事業の適正な実施を確保している。</p> <p>・国立大学法人等が保有している未利用の土地、建物等の資産の有効活用や施設費交付事業の財源確保等の検討を行うために、外部有識者、専門家等を講師として、センターの職員の外、文部科学省、都内の国立大学法人等の関係者も参加し、資産の活用に関する内容について、平成26年度において4回研修会等を実施した。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>・特になし</p> <p><その他事項></p> <p>・特になし</p>	

	<p>③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図るとともに、外部有識者、専門家の協力を得る等により本中期計画期間中に具体的な検討を行う。</p>	<p>門家を講師とした研修会等を実施する。</p>		<p>及び同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、さらには「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱」等に基づき、交付対象事業の適正な実施の確保を図っている。具体的には、当センターは、国立大学法人等から、法人名、事業名、交付申請額、事業の目的と内容などが記載された交付申請書の提出を受け、①交付申請額が予算の範囲内か、②事業の目的・内容が文部科学大臣の施設整備等に関する計画及び文部科学大臣の定めに合致したものか等について審査し、適正と認められることを確認し、交付決定を行った。</p> <p>また、当該事業完了後には、各国立大学法人等から提出される実績報告書について、①当該報告事業が上記法令等に反することなく実施されたか、②当該報告事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかなどの審査を行い、適正と認められた事業について交付金の額の確定を行っている。</p> <p>これらのほか、施設費交付事業に係る予算の執行の適正を期するため、14国立大学法人等（旭川医科大学、北見工業大学、新潟大学、長岡技術科学大学、愛知教育大学、三重大学、奈良女子大学、和歌山大学、佐賀大学、長崎大学、奈良先端科学技術大学院大学、国立高等専門学校機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構）に対し、施設費交付対象事業に係る現地調査を実施した。</p> <p>③ 設費交付事業の財源の確保</p> <p>国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一部を当センターに納付する仕組みとなっており、平成26年度は、19国立大学法人等から747百万円が納付された。</p> <p>また、当センターが継承した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地</p>		
--	--	---------------------------	--	--	--	--

				<p>については、5月に国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館に土地持分を売却したことによる代金3,010百万円及び当センターが所有し、同法人に賃貸している未売却分の土地使用料として220百万円(※1)の収入を得ており、さらには、施設費交付事業の財源とするために資金を運用し、12百万円(※2)の運用収入を得ている。</p> <p>なお、国立大学法人等が保有している未利用の土地、建物等の資産の有効活用や施設費交付事業の財源確保等の検討を行うために、外部有識者、専門家等を講師として、幅広く資産の活用に資する内容について研修会等を実施することとし、平成26年度は資産活用に関する勉強会を4回開催した。勉強会には、当センターの職員の外、文部科学省、都内の国立大学法人等の関係者も参加し、活発な意見交換が行われた。</p> <p>※1：土地使用料220百万円のうち60百万円は、当該土地に係る固定資産税相当分であり、その差額160百万円が、施設費交付事業の財源となる。</p> <p>※2：12百万円は平成26年度における現金収納額。そのほか、平成27年度に満期となる国債及び譲渡性預金に係る利息が2百万円ある。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1-3	2 国から承継した財産等の処理（1）旧特定学校財産の管理処分等（2）承継債務償還				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立大学財務・経営センター 法附則第11条第1項	業務に関連する 政策・施策	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	—
当該項目の重要度、 優先度、難易度	重要度：「高」（旧特定学校財産は売却益を国立大学等に対する施設費交付事業等の財源に充てており、我が国の学術研究や人材育成にとって重要な役割を果たすものであるため）				

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	前中期目 標期間最 終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
東京大 学生産 技術研 究所跡 地の売 却持分 比率	計画値	—	—	—						予算額（千円）	157,921,428				
	実績値	—	68.4%	73.9%						決算額（千円）	152,486,869				
	達成度	—	—	—						経常費用（千円）	18,887,793				
承継債 務償還 率	計画値	—	—	100%						経常利益（千円）	16,516,690				
	実績値	—	100%	100%						行政サービス実施 コスト（千円）	—				
	達成度	—	—	—						従事人員数（人）	7				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

表中の情報は、センターの事業（施設費貸付事業・施設費交付事業・承継財産等処理）にかかるものを合算

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 国から承継した財産等の処理</p> <p>① 国から承継した旧国立学校設置法第9条の5第1号に規定する特定学校財産の処分については、公用・公共優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする。</p> <p>② 国立大学法人法附則第12条第1項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。</p>	<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 国から承継した財産等の処理</p> <p>(1) 旧特定学校財産の管理処分</p> <p>国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸与しつつ、売却を進める。</p> <p>なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。</p> <p>(2) 承継債務償還</p> <p>国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収</p>	<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 国から承継した財産等の処理</p> <p>(1) 旧特定学校財産の管理処分等</p> <p>① 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。</p> <p>② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。</p> <p>(2) 承継債務償還</p> <p>国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>東京大学生産技術研究所跡地の売却持分比率</p> <p>国から承継した債務の 確実な償還及び利子の 支払い</p> <p><その他の指標></p> <p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>承継財産の適切な管理・処分ができてい るか</p> <p>承継債務について、各 法人からの適切な回収 と償還ができてい るか</p>	<p><実績報告書等参照箇所></p> <p>平成26年度業務実績報告書 P28～29</p> <p><主要な業務実績></p> <p>(1) ①東京大学生産技術研究所跡地の状況</p> <p>東京大学生産技術研究所跡地については、平成19年度より独立行政法人国立美術館に措置される予算の範囲内で、分割して持分売却を行っている。</p> <p>平成26年度は、5月1日に持分162,629/2,997,481を3,010百万円で売却。これにより、売却持分累計比率は73.9%となり、未売却持分比率は26.1%となっている。</p> <p>未売却の土地については、独立行政法人国立美術館と使用契約を締結し、土地使用料として220百万円(※1)を徴収している。</p> <p>なお、来年度以降も、独立行政法人国立美術館の予算額に応じて、引き続きセンター持分を売却していく予定である。売却完了時期については、予算額や土地価格の変動に左右されるが、平成31年度に完了する見込みとなっている。</p> <p>※1：土地使用料220百万円のうち60百万円は、当該土地に係る固定資産税相当分</p> <p>②広島大学本部地区跡地処分後の状況</p> <p>平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」と位置づけられており、事業者として選定されている三菱地所レジデンス株式会社を代表とするグループが本趣旨に沿い事業実施計画を</p>	<p><自己評価書参照箇所></p> <p>平成26事業年度に係る業務運営等に関する自己点検・評価フォーマット P22</p> <p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>・東京大学生産技術研究所跡地については、順調に売却が進んでいる。また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握している。</p> <p>・平成26年度の債権回収及び債務償還については、回収率及び償還率はともに100%であり、適切に実施している。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>・東京大学生産技術研究所跡地について、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じた分割売却を行い、また、未売却部分については継続して貸付を行った。売却について順調に進んでおり、今後も着実に実行していくことが期待される。</p> <p>・また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握している。</p> <p>・国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実にを行い、回収率及び償還率はともに100%である。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>・特になし</p> <p><その他事項></p> <p>・特になし</p>	

	し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。	学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。		<p>作成し、市及び大学に提出。平成 26 年 7 月、市及び大学はこれを承認し、当センターも不動産売買契約書に基づき、同日付でこれを承認した。（再掲）</p> <p>（2） 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、43 国立大学法人から納付される金銭を回収し、財政融資資金への償還を実施（回収・償還は毎年度 9 月及び 3 月、あるいは 5 月及び 11 月）している。</p> <p>平成 26 年度の債権回収及び債務償還について、回収率及び償還率はともに 100% である。</p>		
--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	1 組織の見直し状況		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
組織・業務の見直しに資する各種会議の開催	実績値	-	46回					内訳：運営評議会（2回）、連絡会議（19回）、戦略会議（13回）、国立大学財務・経営支援懇談会（2回）、国立大学附属病院施設のあり方WG（10回）
	削減率	-	-					
	達成度	-	-					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
II 業務運営の効率化等に関する事項 1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人等及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施し得る機能的・効果的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的な執行を推進する。 また、センターの行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとすべき措置 1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。 また、法人の行う	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとすべき措置 1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。 また、法人の行う	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 組織・業務の見直しに資する各種会議の開催 <評価の視点> 確実な事業の実施に必要な体制を維持しつつ、組織・業務の見直し・重点化に資する取組を進めているか	<実績報告書等参照箇所> 平成26年度業務実績報告書P13~15 <主要な業務実績> (1) 役員の状況 平成26年度の役員の状況については、前年度に引き続き、理事長、理事及び監事2名（非常勤2名）の体制を維持している。 (2) 事務組織の状況 平成26年度は、総務部長1名、総務部副部長1名、審議役1名、総務課8名、施設助成課7名の計18名（対前年度比2名増）の体制で各事業を実施している。 なお、職員の増加は、平成28年4月に予定される大学評価・学位授与機構との統合を着実に進めること、平成26年度から施設費貸付事業で実施している新たな審査基準を確実に実施すること及び欠員を補充すること及び欠員を	<自己評価書参照箇所> 平成26年度業務実績に対する自己評価書P1~3 <評価と根拠> 評価：B ・大学評価・学位授与機構との統合を着実に進めること、平成26年度から施設費貸付事業で実施している新たな審査基準を確実に実施すること及び欠員を補充することを目的として、必要な人員を確保しつつ、業務を実施している。 ・効率的かつ効果的な事業推進のため毎週開催している戦略会議や隔週で開催している連絡会議において、各種事業の実施状況に関する情報交換等を行うとともに、各課で連携を図りながら事業展開や諸課題に対応するための意見交換等を行い、その結果については職員に周知し、情報共有と	評価	B <評価に至った理由> ・平成26年度の対前年度比2名の職員の増加は、平成28年4月に予定される大学評価・学位授与機構との統合を着実に進めること、平成26年度から施設費貸付事業で実施している新たな審査基準を確実に実施すること及び欠員を補充することを目的としたもので、業務内容を精査し、必要に応じての人員増と考えられる。 ・運営評議会、連絡会議、戦略会議について、少人数で実質的な運営を効率的に行っており、運営評議会での審議を法人の運営に反映させる体制が工夫されている。 ・国立大学財務・経営支援懇談会において、国立大学法人等の立場から、現在のセンターを取り巻く状況及び統合後の新法人で実施する今後の事業展開に対する検討状況、課題等について

<p>直し等により、重点化、効率化を進める。</p> <p>なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</p>	<p>業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。</p>	<p>業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。</p>		<p>補充することを目的として対応したものである。</p> <p>(3) 運営組織の状況</p> <p>理事長の管理運営責任の下で自律的に法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定を的確かつ迅速に行うため、以下の運営に関する組織において審議等を行い、適切な組織運営に努めている。</p> <p>○運営評議会</p> <p>理事長に対し助言を行う「運営評議会」(国立大学学長、学識経験者等 15 名で構成)を平成 26 年 6 月 16 日及び平成 27 年 3 月 5 日に開催した。</p> <p>平成 26 年 6 月には、平成 25 年度事業の実施状況及び平成 25 年度財務諸表等について、審議を行った。また、平成 27 年 3 月には、平成 27 年度計画及び平成 26 年度事業の進捗状況等について審議を行っている。</p> <p>○連絡会議</p> <p>理事長の下、役員(監事含む)、課長以上の職員で構成する「連絡会議」を毎月 2 回定期的に開催している。</p> <p>連絡会議では、より効率的かつ効果的に事業を推進するため、組織一体で各課所掌の事業に取り組むこととしており、各種事業の実施状況に関する情報交換等を行うとともに、各課で連携を図りながら事業展開や諸課題に対応するための意見交換等を行っている。</p> <p>また、その結果については、同会議メンバーから各課の職員に周知し、全職員で情報を共有するとともに、組織の意思決定の迅速化に繋げている。</p> <p>○戦略会議</p> <p>平成 24 年 4 月から理事長の下に役員及び課長以上の職員で構成する「戦略会議」</p>	<p>意思決定の迅速化に繋げている。</p> <p>・運営評議会や国立大学財務・経営支援懇談会、病院経営分析検討チームにおいて、国立大学法人等の立場から提言いただくとともに、当該意見・情報を集積し、今後のセンターの事業展開や施設費貸付事業による国立大学附属病院の公的使命機能の向上に活かしている。</p> <p>・国立大学協会と定期的に意見交換を行っているほか、国民や投資家からの意見聴取を行い、法人の業務に対するニーズの把握に努めている。</p> <p>・センター職員の採用方針、研修計画等を定めた「職員の今後の人事の在り方について」を平成 26 年 4 月に策定し、本方針に基づき、平成 26 年度は金融業務、病院業務、施設関係業務等の専門性を有する研修に 33 件延べ 75 名の職員が参加しており、職員の専門性の強化や意識改革が図られている。</p> <p>・夏期及び冬期に節電計画を策定し、節電及び経費の削減・効率化を図っている。なお、冬期節電計画期間中の電気使用量は対前年度比で 3.6%の増となっているが、大学評価・学位授与機構との統合や施設費貸付事業の審査基準見直しに対応するための職員増が原因であり、特に問題ない。</p>	<p>議論がなされ、意見を集積し、今後のセンターの事業展開について活かすように努めている。</p> <p>・病院経営分析検討チームにおいて、平成 26 年度に、医療設備における経費節減策について、国立大学附属病院関係者の他、私立大学病院関係者、コンサルタントを交えて医療設備の共同調達の仕組み等について検討を行い、報告書をまとめている。</p> <p>・国立大学協会と定期的に意見交換を行っているほか、国民や投資家からの意見聴取を行い、法人の業務に対するニーズの把握に努めている。</p> <p>・法人の業務、マネジメントに関しては、国民・利用者からの意見聴取をするなど、事業の透明化を図っている。また、法人業務に対するニーズ把握についても、国立大学法人等や一般からの意見聴取を実施している。</p> <p>・平成 26 年 4 月に策定されたセンター職員の採用方針、研修計画等を定めた「職員の今後の人事の在り方について」の指針に基づいて、平成 26 年度は金融業務、病院業務、施設関係業務等の専門性を有する研修に職員が参加しており、職員の専門性の強化や意識改革を図られている。</p> <p><今後の課題></p> <p>・特になし</p> <p><その他事項></p> <p>・特になし</p>
---	---	---	--	--	--	---

				<p>を設置しており、平成 26 年度も引き続き、毎週定期的に開催している。</p> <p>センターでは「連絡会議」を役員会として位置付け、主として行事予定、主要業務の意見交換・報告等が行われているのに対し、「戦略会議」は、理事長のリーダーシップの下、今後のセンターの懸案事項等に関してブレインストーミング（集団発想法）的な会議形態を用いて各種対応案を検討している。</p> <p>（４）法人業務に対するニーズを把握して、業務改善を図る取組</p> <p>○国立大学財務・経営支援懇談会</p> <p>当センターの実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を 9 月 9 日、3 月 6 日に開催している。</p> <p>なお、平成 26 年度は、現在のセンターを取り巻く状況及び統合後の新法人で実施する今後の事業展開に対する検討状況、課題等について議論がなされた。これを受けて、当該意見を集積し、今後のセンターの事業展開について活かすように努めている。</p> <p>○病院経営分析検討チーム</p> <p>当センターが実施する施設費貸付事業により国立大学附属病院の公的使命機能の向上を図るため設置した、「病院経営分析検討チーム」内に「国立大学附属病院施設の在り方WG」を平成 26 年 2 月から設置し、国立大学附属病院における再開発後の償還への対応策等の情報を収集し、個々の附属病院における環境・特性・収支状況等を勘案した、適正な病院整備計画を助言することとし、平成 26 年度の対応としては、医療設備における経費節減策につい</p>	
--	--	--	--	---	--

			<p>て、国立大学附属病院関係者の他、私立大学病院関係者、コンサルタントを交えて医療設備の共同調達の仕組み等について検討を行い、計 10 回開催し、その結果を報告書として取りまとめた。</p> <p>なお、本WGでは国立大学附属病院を対象に現地調査を実施しており、今後、再開発を検討している琉球大学医学部附属病院（平成 26 年 3 月）及び大阪大学医学部附属病院（平成 26 年 11 月）、再開発着手予定の山口大学医学部附属病院（平成 26 年 8 月）、再開発が完了した新潟大学医歯学総合病院（平成 26 年 7 月～8 月）に対して実施した。</p> <p>○一般社団法人国立大学協会との連携 当センターが実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開が行えるよう、国立大学協会との連携を図るため、毎月定期的に意見交換を実施する等、高等教育及び国立大学法人等に関する情報の把握に努めている。</p> <p>○国民・利用者等からの意見聴取等 当センターの業務・マネジメントに関し、国民・利用者からの意見を聴取するため、ウェブサイトにおいて、随時意見募集を行っている。（これまで意見なし。） また、センター債券の発行に際し、IR 活動の一環として実施している個別投資家訪問を通して、当センターの組織・運営のマネジメントについて投資家の意見等を聴取するなど、法人業務に対するニーズ把握について、国立大学法人等や一般からの意見聴取も実施している。</p> <p>（5）法人における職員の積極的な貢献を促すための取組 ○職員に対する研修等の推進 個々の職員が高いモチベーションを持って仕事に取り組み、その能力を最大限に</p>	
--	--	--	---	--

				<p>発揮できるような環境を整備し、もってセンターの組織としての活性化を図ることを目的として、センター職員の採用方針、研修計画等を定めた「職員の今後の人事の在り方について」を平成 26 年 4 月に策定している。</p> <p>本方針に基づき、平成 26 年度はこれまで金融業務、病院業務、施設関係業務等の専門性を有する研修に 33 件延べ 75 名の職員が参加しており、職員の専門性の強化や意識改革を図っている。</p> <p>また、業務に関し、役員等による講話を 2 回実施し、職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させている。なお、役員等による講話の一部について、今年度は、当センターの役職員のみならず、当センターが所在する学術総合センター内の外部機関が参加できるようにすることにより当センターの役割等を外部機関へ発信する取組を行った。</p> <p>更に、平成 26 年度は文部科学省高等教育局から職員を招いて、当センター職員に対し、「国立大学法人の第 3 期中期目標に向けた動き」について、研修を行い、当センターの実施する事業と結びつきが強い、国立大学を取り巻く現状について、役職員の見識を深める取組を行った。</p> <p>○節電及び経費の削減・効率化のための意見募集</p> <p>昨年度に引き続き、地球温暖化防止及び節電の取組の重要性を考慮し、業務に支障がない範囲において、電力の使用抑制を積極的に実施することを目的とし、「国立大学財務・経営センターにおける自主的な無駄の削減への取組について」（平成 21 年 10 月 1 日付け理事長決定）を踏まえ、職員から意見募集を行い、一斉休業日の設定等の意見を取り入れた上で、「夏期節電計画」（5 月 1 日から 10 月 31 日）及び「冬期節電計画」（12 月 2 日から 3 月 31 日）</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>を定め、節電及び経費の削減・効率化を図っている。</p> <p>なお、節電計画の実施期間中における電気使用量は、夏期節電期間においては、対前年度同期比 344KW (0.6%) 減となったが、冬期節電計画においては、職員の増加に伴う機器使用量の増加等の影響もあり、対前年度同期比 1,475KW (3.6%) 増の使用電力となっている。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	2 外部委託の検討・実施状況		
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
			-	-	-	-	-	
-	年度計画値	-	-	-	-	-	-	-
	実績値	-	-	-	-	-	-	-
	削減率	-	-	-	-	-	-	-
	達成度	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>II 業務運営の効率化等に関する事項</p> <p>1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人等及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施し得る機能的・効果的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的な執行を推進する。</p> <p>また、センターの行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進め</p>	<p>I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。</p>	<p>I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> 適切な外部委託の推進により効率化が図られているか</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成 26 年度業務実績報告書 P15</p> <p><主要な業務実績> ○外部委託の効率化の状況 学術総合センターの維持管理について、前年度から引き続き外部委託を実施している。 主なものは以下のとおりであり、学術総合センターを区分所有している 4 機関が一括契約を行いスケールメリットによる効率化を図っている。なお、前年度実績比増の主な要因は、仕様内容の変更及び消費税増税によるものである。</p> <p>平成 26 年度支出額</p> <ul style="list-style-type: none"> 学術総合センター建物管理業務委託 10,202 千円（対前年度 419 千円増） 学術総合センター庁舎内清掃業務委託 1,998 千円（対前年度 110 千円増） 	<p><自己評価書参照箇所> 平成 26 年度業務実績に対する自己評価書 P4</p> <p><評価と根拠> 評価：B ・学術総合センターの維持管理について、前年度から引き続き外部委託を実施している。仕様内容の変更及び消費税増税の影響等で前年度より支出額が増えているが、学術総合センターを区分所有している 4 機関で一括契約により、効率化が図られており、特に問題ない。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> ・学術総合センターの維持管理について、前年度から引き続き外部委託を実施しており、学術総合センターを区分所有している 4 機関で一括契約を行い、効率化を図っている。</p> <p><今後の課題> ・特になし</p> <p><その他事項> ・特になし</p>	

<p>る。 なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</p>									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3	3 事務情報化の推進		
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
			-	-	-	-	-	
-	年度計画値	-	-	-	-	-	-	-
	実績値	-	-	-	-	-	-	-
	削減率	-	-	-	-	-	-	-
	達成度	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
II 業務運営の効率化等に関する事項 2 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 3 情報セキュリティに配慮した事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 3 情報セキュリティに配慮した事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 特になし <評価の視点> 事務処理の効率化と情報セキュリティ対策の向上が図られているか	<実績報告書等参照箇所> 平成 26 年度業務実績報告書 P15 <主要な業務実績> ○事務情報化の推進状況 物品購入等に係る事務処理の電子決裁を図っているほか、事務情報化の推進及び事務的なデータの共有を徹底し、業務の一層の効率化を図っている。 今後も引き続き、情報セキュリティポリシー等を踏まえ、引き続き、さらなる事務情報化を図ることとしている。	<自己評価書参照箇所> 平成 26 年度業務実績に対する自己評価書 P5 <評価と根拠> 評価：B ・情報セキュリティポリシーを踏まえ、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、事務処理の電子化及び事務データの共有による事務の効率化に取り組んでいる。	評価 B <評価に至った理由> ・物品購入等に係る事務処理の電子決裁を図るなど、情報セキュリティに配慮した事務情報化を推進し、事務処理の効率化、情報セキュリティ対策の向上を図っている。 <今後の課題> ・特になし <その他事項> ・特になし	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-4	4 内部統制の状況		
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー -

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
監事監査の実施回数	年度計画値	-	-	-				
	実績値	-	年2回	年2回				
	削減率	-	-	-				
	達成度	-	-	-				
内部監査の実施回数	年度計画値	-	-	-				
	実績値	-	年4回	年5回				
	削減率	-	-	-				
	達成度	-	-	-				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
II 業務運営の効率化等に関する事項 3 理事長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、内部統制の充実・強化を図る。	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するため 4 理事長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、リスクマネジメント体制の整備、組織にとって重要な情報の把握及び役職員への周知徹底を行い、内部統制の充実・強化を図る。また、監事による監査や会計監査人による法定監査	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するため 4 内部統制の充実・強化については、センター運営方針等に基づいた業務遂行の障害となる多様なリスクを的確に把握するための基本的な方針を策定する。また、監事や会計監査人が行う監査では、業務及び会計の両分野における結果を	<主な定量的指標> 監事監査の実施回数 内部監査の実施回数 <その他の指標> 特になし <評価の視点> 監事監査や内部監査等を通じ業務の適正な執行が図られているか	<実績報告書等参照箇所> 平成26年度業務実績報告書 P15~17 <主要な業務実績> ○法人の長のマネジメント環境の整備 予算・人事等の決定手続きについては、原則としてすべて理事長の決定により実施することとなっている。ただし、定型的な事務処理等の一部の軽微な案件については、「文書処理・決裁規則」に基づき、部課長の専決により実施している。 ○法人のミッションの周知・徹底 連絡会議、戦略会議において、必要に応じ、センターの運営方針について周知、再確認を行っていることに加えて、少人数の組織のメリットを活かし、理事長自ら個々	<自己評価書参照箇所> 平成26年度業務実績に対する自己評価書 P6~8 <評価と根拠> 評価：B ・理事長の下、「独立行政法人国立大学財務・経営センターリスク管理委員会」を設置し、当該委員会において、リスクの把握とその対応状況の調査などを実施し、内容の充実化に取り組んでいる。 ・監事監査結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知しており、平成26年度において問題はなかった。 ・会計監査人の監査の結果については理事	評価	B
						<評価に至った理由> ・法人の長のリーダーシップを発揮しやすいよう、軽微な案件に関しては、部課長に権限の委譲を行うなどの環境整備に努めるとともに、予算・人事等の重要な決定事項については、原則としてすべて理事長の決定により実施されており、適切な内部統制が図られている。 ・理事長自らが談話会などを通じて役職員とのコミュニケーションを密にして、法人のミッションを職員へ浸透させることに努めているとともに、HPへの掲載など外部にも積極的に発信している。また、平成27年2月に製作・発行された「大学病院の現状」は、本センターの事業内容に関する広報活動として大いに貢献している。	

	<p>により、センターの業務運営全般について厳格なチェックを行う。</p>	<p>適切に反映させ、業務改善に資するとともに、内部監査についても一層の機能強化を図る。</p>		<p>の職員との対話に努め、法人のミッションを周知徹底している。</p> <p>また、平成 26 年度には、業務に関して、役員等による講話を以下のとおり 2 回実施し、内部統制の強化及び職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧問講話：「国立大学の成長戦略 - ミッションとガバナンスとマネジメント -」（6 月 9 日） ・理事長講話：「日本の医療・英国・北欧の医療 - 次世代病院の姿を求めて -」（12 月 22 日） <p>これらのほか、平成 25 年度から広報活動の一環として理事長のリーダーシップの下、「理事長のページ」を作成し、当センターのウェブサイトに掲載しており、外部に当センターのミッション等を発信するとともに、当センターの全役職員が閲覧することで法人のミッションの共有化を図っている。（これまでに 7 号既刊。）</p> <p>この他、平成 25 年度に引き続き、文部科学省監修のもと、国立大学附属病院の現状等を収集した「大学病院の現状」を平成 27 年 2 月に製作・発行し、当センターの事業内容のみならず、財政融資資金を活用し、支援している全ての国立大学附属病院について、広く広報活動を行っている。</p> <p>○リスク管理</p> <p>センターでは、リスクをミッション遂行の障害となる要因と位置付け、法人運営上の課題やリスクが認識された場合、ただちに理事長に対し報告を行い、理事長、理事、部長、所管課長等に対応について検討し、対処している。</p> <p>なお、具体例は以下のとおり。</p> <p>①理事長の下、役員（監事を除く）、課長以上の職員で構成する「独立行政法人国立大学財務・経営センターリスク管理委員会」を平成 26 年 4 月に設置し、当該委員</p>	<p>長に報告を行い、問題や課題があった場合は適宜対応を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査については、定期監査の内容を充実して実施し、監査結果を理事長に報告を行うとともにグループウェアに掲載し、全役職員に周知しており、平成 26 年度において問題はなかった。 また、すべての決裁文書について確認を行う日常監査を実施しており、業務の適正かつ効率的な執行が図られている。 ・内部監査機能の充実・強化を図るため、内部監査室関係規則の改正を行う等、適宜、必要な規則等の見直しを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 4 月に「独立行政法人国立大学財務・経営センターリスク管理委員会」を設置し、当該委員会において、法人運営上の課題やリスクが認識された場合には、ただちに理事長に報告を行い、リスクの把握とその対応状況の調査などを実施している。 ・内部監査のテーマ設定は適切であり、全役職員への周知及び理事長への報告も適切に実施されており、内部統制の現状を的確に把握する体制が構築されている。また、定期的な監査に加え、監査結果の全役職員への周知、すべての決裁文書の確認を行う日常監査を実施している。 ・監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意し、監査結果は理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載して全役職員に周知していることは、組織の情報透明性を図っている。 <p><今後の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
--	---------------------------------------	--	--	---	--	--

				<p>会において、リスクの把握とその対応状況の調査などを実施し、内容の充実化に取り組んだ。</p> <p>②「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターを統合し、中期目標管理型の法人とする。」とされたことを踏まえ、理事長の下、役員（原則、監事は含まず）、課長以上の職員で構成する今後の法人統合等を視野に入れた「戦略会議」を毎週定期的で開催し、センターの今後の事業展開等を踏まえ、ステークホルダーである国立大学法人等に対し、その影響が及ばないように本件に係る検討を行っている。</p> <p>③自然災害等のリスクに関しては、東日本大震災の際に帰宅困難者が発生したことを踏まえ、保存食等の非常用備蓄用品を確保する等の措置を行っている。</p> <p>○内部監査 内部監査による監査の結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知するとともに、監査の際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行う体制を構築している。 なお、平成 26 年度において問題等はなかった。</p> <p>○内部監査の実施状況 内部監査室において、平成 26 年 4 月に「平成 26 年度内部監査計画」を作成し、本計画に基づき、これまでに以下のとおり定期監査を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸手当の現況確認 9 月 10 日 ・ 法人文書管理状況 9 月 30 日 ・ 備品の現況確認 10 月 8 日 ・ 運営費交付金 10 月 27 日 	
--	--	--	--	---	--

				<p>・施設費貸付・交付事業 11月12日 なお、定期監査結果については、理事長に報告を行うとともにグループウェアに掲載し、全役職員に周知している。</p> <p>また、上記のほか、業務全般に対し、業務の適正かつ効率的な執行に資するため、例えば、すべての決裁文書について確認を行う日常監査を実施している。</p> <p>○監事監査 平成26年6月に平成25年度期末監事監査を実施し、「平成25年度年度計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「給与水準の状況」、「内部統制の状況」、「財務諸表、決算報告書、事業報告書並びに業務執行」について監査を実施した。</p> <p>また、平成26年12月に平成26年度期中監事監査を実施し、「期中における平成26年度年度計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「内部統制の状況」、「情報開示の状況」及び「法人文書の管理状況」について監査を実施した。</p> <p>監査結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知している。</p> <p>なお、平成26年度において問題等はなかった。</p> <p>○内部統制の状況把握・課題への対応 内部監査、監事監査及び会計監査人による監査の結果については、いずれも理事長に報告を行い、監査の際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行っている。</p> <p>なお、平成26年度において、内部統制に係る問題等はなかった。</p> <p>また、平成26年度は、理事長のリーダーシップの下、役員等による講話を実施し、内部統制の強化及び法人のミッションの共有化を図っている。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>○中期目標・中期計画を達成するための計画の設定</p> <p>中期目標・中期計画を達成するため、毎年度、年度計画を作成している。この年度計画において、各事業ごとに当該年度の目標を設定している。</p> <p>また、当センターのウェブサイトにて中期目標等を掲載し、外部に当センターのミッション等を発信するとともに全役職員に周知している。全役職員が閲覧することにより、全役職員が法人のミッションを意識しつつ、業務を遂行している。</p> <p>○上記計画の実施状況・結果のモニタリング</p> <p>事項ごとの業務実績については、6月（期末監事監査、運営評議会）、12月（期中監事監査）、3月（運営評議会）に報告書を作成し、適切にモニタリングを行っており、結果については、理事長に報告し、モニタリングの際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行う体制を構築している。</p> <p>なお、平成26年度において問題等はなかった。</p> <p>○法人文書管理</p> <p>平成23年度の公文書管理法施行に伴い、平成26年度は、以下のとおり、法人文書管理に係る点検及び監査を実施している。</p> <p>なお、平成26年度において問題等はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査（9月30日） ・期中監事監査（12月17日） ・文書管理者（課長級）による点検（3月31日） <p>○規則等の見直し</p> <p>独立行政法人通則法の改正に伴い、独立行政法人の業務の適正を確保するための</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>体制等の整備が必要となることから、平成27年3月に関係規則の制定・改正を行った。</p> <p>また、国からの要請に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の改正に準拠し、平成26年12月及び平成27年1月に役員給与規則の必要な改正を行った。</p> <p>このほか、内部監査機能の充実・強化を図るため、内部監査室関係規則の改正を行う等、適宜、必要な規則等の見直しを実施している。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-5	5 客観的な評価・分析の実施及び決算情報・セグメント情報の公表の充実		
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー -

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
関連会議の実施回数	年度計画値	-	-	-				
	実績値	-	2回	2回				国立大学財務・経営支援懇談会
	削減率	-	-	-				
	達成度	-	-	-				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
II 業務運営の効率化等に関する事項 4 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 5 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 5 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 国立大学関係者から意見を集積するための関連会議の実施回数 センターウェブサイトでの財務諸表や財務に関する情報の公開状況 <評価の視点> 外部からの客観的な意見・評価結果等を事業に活かしているか センターの財務情報を適切に公開してい	<実績報告書等参照箇所> 平成 26 年度業務実績報告書 P18~19 <主要な業務実績> (1) 客観的な評価・分析の実施及びその結果の業務運営の効率化等への反映 ○国立大学財務・経営支援懇談会 当センターの実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を 9 月 9 日、3 月 6 日に開催している。 なお、平成 26 年度は、現在のセンターを取り巻く状況及び統合後の新法人で実施する今後の事業展開に対する検討状況、課題等について議論がなされた。これを受けて、当該意見を集積し、今後のセンターの事業展開について活かすように努めている。(再掲)	<自己評価書参照箇所> 平成 26 年度業務実績に対する自己評価書 P9~10 <評価と根拠> 評価：B ・現在のセンターを取り巻く状況及び統合後の新法人で実施する今後の事業展開に対する検討状況、課題等について、「国立大学財務・経営支援懇談会」において議論がなされ、意見を集積し、今後のセンターの事業展開に活かすよう努めている。 ・文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえた対応については、事業計画に関する事項として、東京大学生産技術研究所跡地については、順調に売却が進んでおり、平成 25 年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握している。 業務運営に関する事項として、連絡会	評価 B <評価に至った理由> ・「国立大学財務・経営支援懇談会」を 2 回開催し、現在のセンターを取り巻く状況及び統合後の新法人で実施する今後の事業展開に対する検討状況、課題等について議論を行い、集積した意見を今後のセンターの事業展開について活かすよう努めている。 ・決算情報として、財務諸表のほか財務に関する情報をウェブサイトに掲載するなど、財務内容等を公開している。 <今後の課題> ・特になし <その他事項> ・特になし

			<p>るか</p>	<p>○独立行政法人評価委員会による評価結果への対応</p> <p>文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえ、以下の対応を行っている。</p> <p>①事業計画に関する事項</p> <p>東京大学生産技術研究所跡地の売却は順調に進んでおり、売却完了時期については相手方である独立行政法人国立美術館の予算額等に左右されるところであるが、平成 31 年度に完了する見込みである。</p> <p>また、平成 25 年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」と位置付けられており、事業者として選定されている三菱地所レジデンス株式会社を代表とするグループが本趣旨に沿い事業実施計画を作成し、市及び大学に提出。平成 26 年 7 月、市及び大学はこれを承認し、当センターも不動産売買契約書に基づき、同日付でこれを承認した。</p> <p>②業務運営に関する事項</p> <p>連絡会議、戦略会議において、必要に応じ、センターの運営方針について周知、再確認を行っていることに加えて、少人数の組織のメリットを活かし、理事長自ら個々の職員との対話に努め、法人のミッションを周知徹底している。</p> <p>また、平成 26 年度には、業務に関して、役員等による講話を 2 回実施し、職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させている。</p> <p>・顧問講話：「国立大学の成長戦略-ミッションとガバナンスとマネジメント-」（6 月 9 日）</p> <p>・理事長講話：「日本の医療・英国・北欧の医療 -次世代病院の姿を求めて-」（12 月 22 日）</p>	<p>議、戦略会議において、必要に応じ、センターの運営方針について周知、再確認を行っていることに加えて、理事長と個々の職員との対話やウェブサイトへの「理事長のページ」の掲載などを通じ、法人のミッションの周知、外部への発信を行っている。</p> <p>・決算情報として、財務諸表のほか財務に関する情報をウェブサイトに掲載するなど、財務内容等の一層の透明性の確保及び公表情報の充実が図られている。</p>	
--	--	--	-----------	--	--	--

				<p>これらのほか、平成 25 年度から広報活動の一環として理事長のリーダーシップの下、「理事長のページ」を作成し、当センターのウェブサイトに掲載しており、外部に当センターのミッション等を発信するとともに、当センターの全役職員が閲覧することで法人のミッションの共有化を図っている（これまでに7号既刊）</p> <p>この他、平成 25 年度に引き続き、文部科学省監修のもと、国立大学附属病院の現状等を収集した「大学病院の現状」を平成 27 年 2 月に製作・発行し、当センターの事業内容のみならず、財政融資資金を活用し、支援している全ての国立大学附属病院について、広く広報活動を行っている。（再掲）</p> <p>③その他</p> <p>平成 25 年度から広報活動の一環として理事長のリーダーシップの下、当センターのホームページ内に作成した「理事長のページ」において、本センターの事業の重要性及び成果について発信するとともに、今後のセンターの将来展望について広く広報活動を行っている。</p> <p>（2）決算情報、セグメント情報の公表の充実等</p> <p>決算情報として、財務諸表のほか財務に関する情報をウェブサイトに掲載するなど、財務内容等の一層の透明性の確保及び公表情報の充実を図っている。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-6	6 経費の削減状況		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
一般管理費の削減率	年度計画値	前年度より3%以上の削減	—	169,063千円				
	実績値	—	170,310千円	169,063千円				
	削減率	—	—	△0.7%				
	達成度	—	—	—				
その他の事業費の削減率	年度計画値	前年度より1%以上の削減	—	139,176千円				
	実績値	—	125,133千円	139,176千円				
	削減率	—	—	11.2%				
	達成度	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
II 業務運営の効率化等に関する事項 5 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の見直し、効率化を進める。一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）につい	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するため 6 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するため 6 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事	<主な定量的指標> 一般管理費及びその他の事業費の削減率 <その他の指標> 業務効率化の取組状況 <評価の視点> 既存事業の見直し、効率化を図ることで経費の削減が図られているか	<実績報告書等参照箇所> 平成26年度業務実績報告書P19~20 <主要な業務実績> (1) 運営費交付金を充当して行う業務に係る効率化の状況 一般管理費について、物件費は対前年度比で約5.9%削減されたが、人件費が約22.8%増加し、全体で約8.1%増加している。 事業費について、物件費が対前年度比で約10.4%、人件費が約18.6%増加し、全体で約16.7%増加している。 なお、一般管理費、事業費共に人件費増の主な要因は職員の増加によるものであり、平成28年4月に予定される大学評価・学位授与機構との統合を着実に進める	<自己評価書参照箇所> 平成26年度業務実績に対する自己評価書P11~12 <評価と根拠> 評価：B ・大学評価・学位授与機構との統合を着実に進めること、平成26年度から施設費貸付事業で実施している新たな審査基準を確実に実施すること及び欠員を補充することを目的として、プロパー職員の採用を行ったことにより、一般管理費及び事業費全体の執行額が増加しているが、平成17年度の閣議決定に基づく独立行政法人における総人件費改革の目標は十分に上回っており、また各種経費の削減・効率化は引き続きなされている。	評価	B
<評価に至った理由> ・平成26年度計画の予算は、一般管理費の削減目標において、前年度より3%以上の削減、その他の事業費の削減目標において、前年度より1%以上の削減を達成していないが、いずれも一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化を図ったうえで、給与改定臨時特例法及び退職手当法の改正による影響額、施設費交付事業の交付財源検討経費、貸付審査基準見直しに伴う審査体制整備、機構との統合準備及び欠員補充の増要因を反映させたものである。 ・平成26年度の対前年度比2名の職員の増加は、平成28年4月に予定される大学評価・学位授与機構との統合を着実に進めること、平成26年度から施設費貸付事業で実施している新たな審査							

<p>て、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。なお、毎年の運営費交付金の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p>	<p>削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。</p>	<p>業費（退職手当を除く。）について、1%以上の業務の効率化を図る。</p>		<p>こと、平成26年度から施設費貸付事業で実施している新たな審査基準を確実に実施すること及び欠員を補充することを目的としてプロパー職員の採用を2名行ったこと等によるものである。また、事業費に係る物件費の増加理由は、「国立大学における経営・財務運営に関する調査委託事業」を開始したこと等による。</p> <p>なお、平成26年度の常勤役職員に係る人件費の決算額は157,397千円であり、平成17年度の閣議決定に基づく独立行政法人における総人件費改革の目標は十分に上回る実績となっている。（平成17年度の決算額252,248千円に対し、37.6%の削減）</p> <p>①一般管理費（退職手当を除く）の効率化の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節電計画の策定 <p>地球温暖化防止及び節電の取組の重要性を考慮し、平成26年度も、自主的に夏期節電計画（5月1日から10月31日）及び冬期節電計画（12月1日から3月31日）を定め、節電及び経費の削減・効率化を図っている。</p> <p>なお、節電計画の実施期間中における電気使用量は、夏期節電期間においては、対前年度同期比344KW（0.6%）減となったが、冬季節電計画においては、職員の増加に伴う機器使用量の増加等の影響もあり、対前年度同期比1,475KW（3.6%）増の使用電力となっている。（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部固定資産使用料の削減 <p>千葉本部については、放送大学学園から賃借しているが、利用実態等を踏まえた効率化の観点から賃借面積を減少させたことにより、使用料は対前年度比464千円減の1,107千円となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部－東京連絡所間のネットワークサービスの削減 <p>本部機能の見直しに伴い、本部と東京連絡所間を結んでいた専用回線を解約した</p>		<p>基準を確実に実施すること及び欠員を補充することを目的としたもので、業務内容を精査し、必要に応じての人員増と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉本部固定資産使用料を削減及び、プリンタトナー、コピー用紙等の削減を行い、効率化を図っている。 <p><今後の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
--	---	---	--	--	--	--

				<p>ことにより、対前年度比 510 千円を削減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プリンタトナー等の削減 センター内で実施する会議の一部をタブレット端末を使用して実施するなど、経費削減努力等を行った結果、対前年度比 558 千円を削減した。 ・コピー用紙削減 センター内で実施する会議の一部をタブレット端末を使用して実施するなど、経費削減努力等を行った結果、対前年度比 13 千円を削減した。 <p>②事業費（退職手当を除く）の効率化の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島大学跡地管理経費の削減 平成 26 年 2 月の広島大学跡地の売却に伴い、以下の経費が削減された。 ・広島大学本部地区跡地管理（対前年度 1,134 千円減） ・広島大学本部地区跡地警備（対前年度 666 千円減） ・プリンタトナー等の削減 センター内で実施する会議の一部をタブレット端末を使用して実施するなど、経費削減努力等を行った結果、対前年度比 422 千円を削減した。 <p>③その他効率化の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「債券内容説明書」等の印刷製本費の削減 毎年度、「債券内容説明書」等について、PDF（電子）化により、印刷費削減を図っている。 <p>（２）その他業務効率化への取組</p> <p>○旅費の節減・効率化</p> <p>航空機による出張の際、パックを利用したり、取得したマイルや航空会社の提供する法人向けサービスを活用し消耗品と交換する等、経費の節減・効率化を図っている。</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>る。</p> <p>(3) 業務効率化の具体的成果の公表 平成 26 年度の各経費の効率化の具体的成果については、平成 27 年 6 月に業務実績報告書本編及び資料編に掲載し、引き続きウェブサイトで公表を行う予定としている。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-7	7 随意契約の適正化等の推進		
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー -

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
			-	-	-	-	-	
-	年度計画値	-	-	-	-	-	-	-
	実績値	-	-	-	-	-	-	-
	削減率	-	-	-	-	-	-	-
	達成度	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
II 業務運営の効率化等に関する事項 6 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとすべき措置 7 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとすべき措置 7 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 契約の適正化 <評価の視点> 契約事務の適正な執行、特に随意契約の適正化が図られているか	<実績報告書等参照箇所> 平成 26 年度業務実績報告書 P20~21 <主要な業務実績> (1) 契約に係る規則等の整備及び運用状況 当センターでは、契約に係る規則として、国の基準に準じた「契約事務取扱規則」等を整備しており、当該規則等に基づき適切に運用している。また、公益法人等に対する会費の支出については、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成 24 年 3 月 23 日行政改革実行本部決定）で示された観点を踏まえ適切な対応を取っているところだが、平成 26 年度には該当がなかった。 (2) 審査体制の整備方針 契約に係る審査体制については、内部監査室による事前審査、監事監査による事後チェックを実施しており、平成 21 年度か	<自己評価書参照箇所> 平成 26 年度業務実績に対する自己評価書 P13~14 <評価と根拠> 評価：B ・契約に係る審査体制・執行体制については、内部監査室による事前審査、監事監査による事後チェックを実施しており、見直すべき点があれば指摘事項として、理事長に報告する体制を構築しているが、平成 26 年度において問題等は適切に対応している。 ・契約監視委員会において平成 26 年度末までに契約締結した案件及び平成 27 年度の契約見込案件に係る契約の点検及び随意契約等見直し計画について審議を行った結果、問題等は適切に対応している。 ・競争性のない随意契約については、これ	評価 B <評価に至った理由> ・契約に係る規程類について適切に整備、運用されており、契約業務に係るプロセスは適切に実施されている。 ・契約に係る審査体制については、内部監査室による事前審査、監事監査による事後チェックが実施され、契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切に実施されている。 ・平成 26 年度の競争性のない随意契約については、これまでも契約監視委員会において、随意契約によるものが真にやむを得ないものとされた 3 件であり、平成 26 年度のすべての案件において十分な公告期間の確保や競争参加者の積極的な発掘、ウェブサイトにおける調達予定情報等の提供を実施し、競争性の確保に努める等した結果、一般競争入札または企画競争入札で契約したもののうち、一者応札・一者応募であつ	

				<p>ら契約監視委員会において、随意契約見直し計画の進捗状況等のフォローアップ、競争性のない随意契約及び一者応札となった案件の事後審査等を行っている。</p> <p>(3) 契約事務における執行体制及び一連のプロセス、執行・審査の担当者の相互のけん制</p> <p>契約事務に係る執行体制について、「所管課長－総務部長－理事－理事長」の決裁を経て決定している。</p> <p>また、上記プロセスにおいて、課長の決裁終了後、内部監査室への合議を行い事前審査を実施し、不備等があれば所管課等への修正を依頼している。</p> <p>さらに、監事監査において事後チェックを行い、見直すべき点があれば指摘事項として、理事長に報告する体制を構築している。</p> <p>なお、平成 26 年度において問題等はなかった。</p> <p>(4) 整備された体制の実効性確保</p> <p>上述のとおり、内部監査室の事前審査においては所管課への修正依頼により、また、監事監査による事後チェックにおいては理事長への監査結果の報告によって、チェック体制の実効性を確保している。</p> <p>(5) 契約監視委員会の設置</p> <p>独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）を踏まえ、平成 22 年度以降、当該委員会を設置しており、平成 27 年 3 月に平成 26 年度末までに契約締結した案件及び平成 27 年度の契約見込案件に係る契約の点検及び随意契約等見直し計画について審議を行った結果、問題等はなかった。</p> <p>(6) 「随意契約見直し計画」の進捗状況</p> <p>○随意契約見直し計画</p>	<p>までも契約監視委員会において、随意契約によることが真にやむを得ないものとされた 3 件のみであり、また、平成 26 年度のすべての案件において十分な公告期間の確保や競争参加者の積極的な発掘等を実施し、競争性の確保に努めており、適切に対応している。</p>	<p>た案件はなかった。</p> <p><今後の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
--	--	--	--	--	--	--

				<p>随意契約見直し計画（平成 22 年 4 月）を策定し、引き続き、ウェブサイト公表している。</p> <p>○競争性のない随意契約 平成 26 年度の競争性のない随意契約については、これまでも契約監視委員会において、随意契約によることが真にやむを得ないものとされた「本部（千葉市）固定資産使用料(1,107 千円)」の他、「国立大学における経営・財務運営に関する調査委託事業（3,850 千円）」、「人事給与システムバージョンアップ（1,731 千円）」の計 3 件である。</p> <p>○一者応札における応札条件、応札者の範囲拡大のための取組 平成 21 年度に策定した改善方を踏まえ、平成 26 年度のすべての案件において十分な公告期間の確保や競争参加者の積極的な発掘、ウェブサイトにおける調達予定情報等の提供を実施し、競争性の確保に努める等、現在考えられる対応可能な取組はすべて実施した結果、一般競争入札または企画競争入札で契約したもののうち、一者応札・一者応募であった案件はなかった。</p> <p>（7）独立行政法人の契約に係る情報の公表等 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、一般競争入札公告にて、契約業者等に当センター役員経験者等が再就職している場合等はそれを公表することとしているが、平成 26 年度においては該当がなかった。また、公益法人等への会費の支出についても、「独立行政法人が支出する会費の見直し」（平成 24 年 3 月 23 日行政改革実行本部決定）に基づき公表することとしているが、平成 26 年度においては該当がなかった。</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>(8) 契約における再委託の状況の把握 再委託に関しては、「契約事務取扱規則」に一括再委託の禁止、再委託に係る承認等の必要な規定を設け、これに基づき契約の締結を行うこととしている。なお、「国立大学における経営・財務運営に関する調査委託事業(3,850千円)」において、一部の事業を再委託しているが、委託契約書に再委託に関する条項を設け、契約の適正な履行を担保している。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-8	8 独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合		
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー -

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
両法人での統合にかかる検討実施回数	年度計画値	-	-	-				
	実績値	-	-	20回				
	削減率	-	-	-				
	達成度	-	-	-				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
II 業務運営の効率化等に関する事項 7 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により、独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合を行う。なお、統合時期については、可能な限り早期の改革実施を目指す。	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとすべき措置 8 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により、独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合を行う。なお、統合時期については、可能な限り早期の改革実施を目指す。	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとすべき措置 8 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、我が国の高等教育の質の向上や国際通用性の確保に資する法人となるよう、統合後の法人の在り方、組織体制、予算、システム統合等について具体的に検討を行う。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 両法人での統合にかかる検討実施回数 <評価の視点> 統合に向け両法人で具体的な検討を進めたか	<実績報告書等参照箇所> 平成26年度業務実績報告書P21 <主要な業務実績> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、統合に向けた検討の場として、大学評価・学位授与機構との間に「法人統合協議会」等を設置し、統合後の法人の在り方や組織体制、予算、システム統合等について計20回検討を行っている 「各独立行政法人の統合作業に係る措置の実施時期について」（平成26年8月29日行政改革推進本部決定）において、統合時期が平成28年4月とされたことを踏まえ、今後更なる検討を進める。	<自己評価書参照箇所> 平成26年度業務実績に対する自己評価書P15 <評価と根拠> 評価：B ・大学評価・学位授与機構との統合時期が決まり、「法人統合協議会」等を通じ、統合後の法人の在り方や組織体制、予算、システム統合等について検討を進めている。	評価 B <評価に至った理由> ・統合時期が平成28年4月に決まったので、大学評価・学位授与機構との間の「法人統合協議会」等で、統合後の法人の在り方や組織体制、予算、システム統合等について検討を進めている。 <今後の課題> ・特になし <その他事項> ・特になし	

--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	人件費の削減		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
	—	—	—					
	—	106.3	109.1					地域を勘案した指数 95.8 (25年度 : 94.0)
	—	—	—					
	—	—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
IV 財務内容の改善に関する事項 1 予算の効率的な執行に努めるとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。 2 管理業務の削減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の削減を図ること。 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直すものとする。 なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 4 人件費の削減 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。 なお、給与水準については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成25年11月15日閣議決定）に基づき、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともにその検証結果や取組状況を	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 4 人件費の削減 平成26年度の常勤役職員に係る人件費について削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、政府の方針を踏まえ、	<主な定量的指標> 事務職員の給与水準にかかる対国家公務員指数 <その他の指標> 特になし <評価の視点> 総人件費について必要の見直しを行っているか	<実績報告書等参照箇所> 平成26年度業務実績報告書 P30 <主要な業務実績> ①給与規則等の見直し 国からの要請に基づき、平成26年11月19日付け一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準拠し、職員の昇給について、抑制を行うために「職員給与規則」の必要な改正を行った。 ②事務職員の給与水準 平成26年度の事務職員の給与水準については、対国家公務員指数（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）は109.1となった。 これは、当センターの所在地が地域手当の支給地であることが主な要因であり、地域を勘案した指数は95.8となり、国家公務員よりも低い水準である。 ③レクリエーション経費、国とは異なる諸手当の状況	<自己評価書参照箇所> 平成26年度業務実績に対する自己評価書 P23 <評価と根拠> 評価：B ・国家公務員に準じ、職員の昇給について、抑制を行うために「職員給与規則」の必要な改正を行った。 ・大学評価・学位授与機構との統合を着実に進めること、平成26年度から施設費貸付事業で実施している新たな審査基準を確実に実施すること及び欠員を補充することを目的として、プロパー職員の採用を行ったことにより、人件費が増加しているが、平成17年度の閣議決定に基づく独立行政法人における総人件費改革の目標は十分に上回っている。 ・事務職員の給与水準については、対国家公務員指数（法人基準年齢階層ラスパイレ	評価	B
						<評価に至った理由> ・給与水準について、国家公務員との比較を行い、水準の適切性を検証している。事務職員の給与については、地域を勘案した指数で国家公務員の給与と比較した場合、社会的な理解が得られる水準となっている。 <今後の課題> ・特になし <その他事項> ・特になし	

<p>分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>公表する。</p>	<p>役職員の給与について、必要な見直しを行う。 なお、給与水準については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成25年11月15日閣議決定）に基づき、国家公務員に準じた当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともにその検証結果や取組状況を公表する。</p>		<p>レクリエーション経費及び国とは異なる諸手当について、該当はない。 ④法定外福利費の状況 法定外福利費については、下記の支出実績があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断費 244 千円 ・役員普通傷害保険料 405 千円 ・職員労災保険（法定外補償）59 千円 	<p>ス指数)は109.1であるが、地域を勘案した指数は95.8となり、国家公務員よりも低い水準である。</p>	
--	--------------	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-2	短期借入金の借入状況		
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー -

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	（参考情報）	
								-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
IV 財務内容の改善に関する事項 1 予算の効率的な執行に努めるとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。 2 管理業務の削減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の削減を図ること。 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直すものとする。 なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十	IV 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 83億円とする。 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）等が生じた場合に対応するため。	IV 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 83億円とする。 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）等が生じた場合に対応するため。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 特になし <評価の視点> 特になし	<実績報告書等参照箇所> 平成 26 年度業務実績報告書 P30 <主要な業務実績> 平成 26 年度において、実績はなかった。	<自己評価書参照箇所> 平成 26 年度業務実績に対する自己評価書 P24 <評価と根拠> 評価：-	評価 -	<評価に至った理由> ・実績がないため、評価を行わない。 <今後の課題> - <その他事項> -

分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。						
---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-3	重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
IV 財務内容の改善に関する事項 1 予算の効率的な執行に努めるとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。 2 管理業務の削減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の削減を図ること。 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直すものとする。 なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 予定なし。	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 予定なし。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 特になし <評価の視点> 特になし	<実績報告書等参照箇所> 平成 26 年度業務実績報告書 P30 <主要な業務実績> 平成 26 年度において、実績はなかった。	<自己評価書参照箇所> 平成 26 年度業務実績に対する自己評価書 P25 <評価と根拠> 評価：—	評価	—
						<評価に至った理由> ・実績がないため評価を行わない。	
						<今後の課題> —	
						<その他事項> —	

分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。						
---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-4	剰余金の使用実績		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)	
	実績値	-	-	-	-	-	-	-	-
	削減率	-	-	-	-	-	-	-	-
	達成度	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
IV 財務内容の改善に関する事項 1 予算の効率的な執行に努めるとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。 2 管理業務の削減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の削減を図ること。 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直すものとする。 なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、施設費貸付事業等の業務の改善・質の向上に充てる。	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した際の使途は、年度計画の達成状況を見つづ、施設費貸付事業等の改善・質の向上に資する業務に充てることとする。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 特になし <評価の視点> 特になし	<実績報告書等参照箇所> 平成 26 年度業務実績報告書 P30 <主要な業務実績> 平成 26 年度において、実績はなかった。	<自己評価書参照箇所> 平成 26 年度業務実績に対する自己評価書 P26 <評価と根拠> 評価：-	評価	-
						<評価に至った理由> ・実績がないため、評価を行わない。	
						<今後の課題> -	
						<その他事項> -	

分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。						
---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	人事に関する計画の策定・実施状況等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
常勤職員数	年度計画値	—	—	19人				
	実績値	—	16人	18人				
	削減率	—	—	—				
	達成度	—	—	—				
研修への職員の参加人数	年度計画値	年間伸び 50人以上の参加	—	延べ 50人以上				
	実績値	—	—	延べ 75人				
	削減率	—	—	150%				
	達成度	—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
V その他業務運営に関する重要事項 国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的	<主な定量的指標> 常勤職員数 職員の専門性の強化等に資する研修への職員の参加人数 <その他の指標> 特になし <評価の視点> 常勤職員数の抑制を図りつつ人事交流等を通じ事業実施に必要な職員を配置できているか	<実績報告書等参照箇所> 平成 26 年度業務実績報告書 P31 <主要な業務実績> ①人事管理の方針 平成 26 年度は、総務部長 1 名、総務部副部長 1 名、審議役 1 名、総務課 8 名、施設助成課 7 名の計 18 名の体制で各事業を実施している。 人事交流については、当センターの業務が国立大学法人等全体に関わるものであることから、例えば、国立大学法人からの交流者にとっては、当センターでの職務で幅広い知識や情報が得られることにより、専門性の向上が図られ、また、当センターにとっては、交流者の文部科学省での経験	<自己評価書参照箇所> 平成 26 年度業務実績に対する自己評価書 P27 <評価と根拠> 評価：B ・人事交流については、国立大学法人からの交流者にとっては、当センターでの職務で幅広い知識や情報が得られることにより、専門性の向上が図られ、また、当センターにとっては、交流者の文部科学省での経験が業務強化につながるなど、人事交流を行う組織や個々の職員にとってメリットのある交流を実施している。 ・センター職員の採用方針、研修計画等を定めた「職員の今後の人事の在り方について	評価	B <評価に至った理由> ・人事管理に関しては、限られた人員で効率的・効果的な業務を遂行している。国立大学法人からの人事交流などにより、質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行っている。統合後も、これまでセンターが担ってきた業務が適切に行われるよう人材育成と計画的且つ適正な配置が期待される状況である。 ・平成 26 年 4 月に策定されたセンター職員の採用方針、研修計画等を定めた「職員の今後の人事の在り方について」の方針に基づいて、平成 26 年度は金融業務、病院業務、施設関係業務等の専門性を有する研修に職員が参加しており、職員の専門性の強化や意識改革を図られてい

	<p>かつ適正な配置を行う。</p> <p>② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図るため、金融業務関係研修をはじめとする各種研修へ年間延べ 50 名以上の職員を参加させる。</p> <p>(2) 人員に係る指標</p> <p>常勤職員数については、抑制を図る。</p> <p>(参考 1)</p> <p>① 期初の常勤職員数 19 人</p> <p>② 期末の常勤職員数見込み 19 人</p> <p>(参考 2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み 782 百万円</p> <p>ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。</p>	<p>かつ適正な配置を行う。</p> <p>② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。</p> <p>③ 金融業務関係など、高度な専門知識を持った人材を計画的に育成するため、センター職員の今後の人事の在り方について基本的な方針を策定し、それに基づき、年間延べ 50 名以上の職員を各種研修に参加させる。</p> <p>(2) 人員に係る指標</p> <p>常勤職員数については、抑制を図る。</p> <p>(参考 1)</p> <p>平成 26 年度の常勤職員数 19 人</p> <p>(参考 2)</p> <p>平成 26 年度の人件費総額見込み 162 百万円</p> <p>ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。</p>	<p>職員が各種研修へ参加し、専門性の強化等が図られているか</p>	<p>が業務強化につながるなど、人事交流を行う組織や個々の職員にとってメリットのある交流を実施している。</p> <p>②職員研修</p> <p>個々の職員が高いモチベーションを持って仕事に取り組み、その能力を最大限に発揮できるような環境を整備し、もってセンターの組織としての活性化を図ることを目的として、センター職員の採用方針、研修計画等を定めた「職員の今後の人事の在り方について」を平成 26 年 4 月に策定している。</p> <p>本方針に基づき、平成 26 年度はこれまで金融業務、病院業務、施設関係業務等の専門性を有する研修に 33 件延べ 75 名の職員が参加しており、職員の専門性の強化や意識改革を図っている。</p> <p>また、業務に関し、役員等による講話を 2 回実施し、職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させている。なお、役員等による講話の一部について、今年度は、当センターの役職員のみならず、当センターが所在する学術総合センター内の外部機関が参加できるようにすることにより当センターの役割等を外部機関へ発信する取組を行った。</p> <p>更に、平成 26 年度は文部科学省高等教育局から職員を招いて、当センター職員に対し、「国立大学法人の第 3 期中期目標に向けた動き」について、研修を行い、当センターの実施する事業と結びつきが強い、国立大学を取り巻く現状について、役職員の見識を深める取組を行った。(再掲)</p>	<p>て」を平成 26 年 4 月に策定し、本方針に基づき、平成 26 年度は金融業務、病院業務、施設関係業務等の専門性を有する研修に 33 件延べ 75 名の職員が参加しており、職員の専門性の強化や意識改革が図られている。</p> <p>・常勤職員数については、事業実施に必要な人員を確保しつつ、期初の職員数 19 人を上回らないよう抑制を図っており、確実に業務を実施している。</p>	<p>る。</p> <p><今後の課題></p> <p>・特になし</p> <p><その他事項></p> <p>・特になし</p>
--	---	--	------------------------------------	--	--	---

4. その他参考情報

特になし